

【課題4】本会議質問における一問一答方式の導入について

検討結果

1 分割質問方式の導入について

現行の「一括質問方式」に加え、「分割質問方式」を導入する。

なお、質問方式は、質問者が選択するものとする。

【その他の意見】

- ・現行どおり、一括質問方式で行うべきである。

2 質問時間・再質問の回数について

現行の取扱いを基本とするが、変更する場合は会議規則の改正・申し合わせの変更等を伴う場合があるので、改めて検討する。

【主な意見】

質問時間については、

- ・現行のまま（本質問は30分以内、再質問については特に時間の取り決めなし）とする。
- ・再質問も含めて、現行の30分以内とする。
- ・再質問の時間を別にルール化すべき。

再質問の回数については、

- ・基本的には制限せず質問時間の範囲内で各議員にまかせるべき。
- ・分割項目ごとに、再質問を1～2回とする。
- ・質問方式にかかわらず、全体で1回限りとする。

3 質問者・答弁者の位置について

基本的には、「対面方式」とする。

ただし、対面式演壇の設置等議場の改修をする場合はかなりの経費がかかるので、実施に当たっては最小限の経費とするよう工夫する。

《参考：議場の改修をして対面式演壇を設置する場合》

- ・対面式演壇の設置（議席の撤去を含む）約200万円
- ・議場システムの更新（マイク設置を含む）約2,000～3,000万円
議場システムについては、リフレッシュ計画で21年度の更新が予定されているが、理事者席等のマイク設置は含まれていない。

4 導入時期について

平成20年第2回定例会から導入する。